

(目的)

第1条 この告示は、飯塚市都市公園条例(平成18年飯塚市条例第195号。以下「条例」という。)及び飯塚市都市公園条例施行規則(平成18年飯塚市規則第189号。以下「規則」という。)の規定に基づく健康の森公園内のゲートボール場並びに市民農園及び温室(以下「農園」という。)の管理運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(ゲートボール場の使用許可申請)

第2条 条例第8条第1項に規定する公園一般施設うち、ゲートボール場の使用許可申請は、使用日の前月の初日から受け付ける。

(ゲートボール場の使用料減免)

第3条 ゲートボール場の使用料は、規則第9条第4号の規定に基づき、使用者の8割以上の者が65才以上の場合、その使用料を全額減免する。

(農園の使用者)

第4条 農園を使用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本市の区域内に住所又は居住地を有する世帯
- (2) 本市の区域内に住所又は居住地を有する個人を主たる構成員とし、かつ5人以上で構成される団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が特に認めるもの

(農園の使用期間)

第5条 農園の使用期間は1年以下とする。

(農園の使用者の募集)

第6条 市長は、農園の使用者については、市報等の広報により募集するものとする。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(農園の使用者の決定)

第7条 市長は、農園使用者を、農園の区画ごとに決定するものとする。

- 2 市長は、前条の規定による募集において、応募者が複数の場合には、申請書の提出日時が早い者を使用者と決定するものとする。ただし、前年度農園使用者が応募している区画については、前年度農園使用者を使用者とするものとする。

(栽培作目)

第8条 農園では、使用許可の期間を超える永年作物、植木、果樹等の栽培を原則として認めない。

(権利の譲渡)

第9条 農園は16㎡を1区画として使用することができ、その使用の権利を第三者に譲渡してはならない。

(栽培作目等の損害等)

第10条 飯塚市及び本施設管理業務の受託者は、農園使用上での自然災害、病虫害又は盗難等による栽培作目等の損害等に対して、責任を負わない。

(農園使用上の注意)

第11条 農園の利用者は、条例第5条及び規則第2条に定める事項のほか次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 農具、肥料等は使用後整理整頓して、農具倉庫に保管すること。
- (2) 使用の許可を受けた農園の区画は除草を行い、常にきれいな状態で管理すること。
- (3) 収穫物残さいや雑草等は、利用者の責任において処理すること。

2 農園の利用者は、営利を目的として栽培してはならない。

(農園の返還及び検査)

第12条 農園の利用者は、使用許可期間満了の日までに当該農園を整理し、管理者の検査を受けたのち返還するものとする。

2 許可期間満了後に放置された栽培物は、管理者において処分する。

(農園の整理)

第13条 市長は、農園の使用期間の終了の日の翌日から新たに使用する前日までの間に、必要と認める場合は農園の一斉耕起作業を行い、これを整理する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月26日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併の飯塚市健康の森公園一般施設管理運営要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。